

採用・定着・労務改善・資金繰りの味方になります！

令和7年度 中小企業向け助成金10選

1 キャリアアップ助成金▶正社員化コース

- 【対象】パート・契約社員を正社員にした企業
- 【条件】正社員転換後6か月以上雇用し、3%以上の賃上げを行うこと
- 【支給額】有期→正社員：通常40万円（重点対象者は最大80万円）
- 【具体例】例：入社1年の契約社員を正社員に転換→40万円支給

2 キャリアアップ助成金▶賃金規定等共通化コース

- 【対象】パート・契約社員に正社員と職務に応じた共通の待遇を定めている企業
- 【条件】賃金テーブルと等級区分を作成し、非正規社員にも職務内容に応じて正社員と同じ賃金を支給する。
- 【支給額】60万円
- 【具体例】例：入社2年目社員とパート社員の時間単価を同じに⇒60万円支給

3 キャリアアップ助成金▶社会保険適用時処遇改善コース

- 【対象】勤務時間の延長を希望する（会社希望含む）パート社員がいる企業
- 【条件】社会保険未加入パートを加入させ、週の労働時間を4時間以上増やす
- 【支給額】1人あたり30万円
- 【具体例】例：週25時間勤務のパートを週30時間勤務にし社会保険に加入させる⇒30万円支給

4 人材確保等支援助成金

- 【対象】定着率向上のため制度や環境整備を行う企業
- 【条件】魅力ある職場を創出するための雇用管理制度を導入し離職率を30%以下
- 【支給額】80万円
- 【具体例】例：賃金制度を作成し人事評価制度を導入⇒80万円支給

5 65歳超雇用推進助成金▶継続雇用推進

- 【対象】定年延長・廃止・66歳以上継続雇用制度を導入した企業
- 【条件】該当制度を就業規則へ明記し導入
- 【支給額】最大160万円
- 【具体例】例：定年を60歳→70歳に延長（60歳以上従業員4人）→50万円支給

6 65歳超雇用推進助成金（無期雇用転換）

【対象】 50歳以上の有期契約社員を無期雇用に転換

【条件】 無期雇用転換計画の提出・6ヶ月以上継続雇用

【支給額】 1人あたり30万円（上限10名）

【具体例】 例：55歳の契約社員を無期契約に → 30万円支給

7 業務改善助成金

【対象】 従業員の中に、時給が最低賃金に近い（50円以内の差）人がいる企業

【条件】 賃金を30円以上引上げ+設備導入等を実施

【支給額】 設備導入に要した費用の4分の3若しくは5分の4を助成
⇒最大600万円（賃上げ幅と人数に応じて変動）

【具体例】 例：従業員5名の企業で時給970円の3人を1030円に引き上げて200万円の生産性向上のための設備投資を実施⇒160万円支給（香川県例）

8 働き方改革推進支援助成金

【対象】 残業削減・有給取得推進を行う企業

【条件】 36協定見直し・計画年休制度等を導入

【支給額】 設備導入に要した費用の4分の3（30人未満の企業の場合5分の4）を助成⇒150万円or制度導入各25万円+賃上げ加算（最大720万円）

【具体例】 例：計画的に有給を与える制度を導入し4人の従業員の給与を5%引き上げかつ、150万円の生産性向上のための設備投資実施⇒120万円支給

9 両立支援等助成金▶出生時両立支援コース

【対象】 男性従業員の育休取得を促した企業

【条件】 取得環境の整備+育休取得（5日以上）

【支給額】 初回20万円、2人目以降10万円

【具体例】 例：男性社員が5日間育休取得 → 20万円支給

10 両立支援等助成金▶育児休業等支援コース

【対象】 従業員の育休取得～復職を支援した企業

【条件】 支援プラン策定+育休取得+職場復帰（6か月以上）

【支給額】 最大60万円

【具体例】 例：女性社員が1年間育休を取得し復職後6か月間勤務 → 60万円支給

お問合せ

エーライフ社会保険労務士事務所
担当 荒井 美由紀

☎：070-1076-1010
✉：info@alife-sr.com

